

11 主な資産及び負債の明細

(1) 現金及び預金 (単位: 円)

摘 要	金 額
普通預金	901,261,417
当座預金	3,300
計	901,264,717

(2) 未収金 (単位: 円)

摘 要	金 額
施設整備費補助金	29,641,038
その他	210,500
計	29,851,538

(3) 未払金 (単位: 円)

摘 要	金 額
人件費の類	245,121,273
物品購入の類	6,951,830
その他(光熱費・旅費・役務費)	228,826,689
計	480,899,792

(4) 資産見返運営費交付金 (単位: 円)

摘 要	期首残高	当期増加額	当期減少額	減価償却相当額	減損損失相当額	差引期末残高
建物	91,650,060	39,654,959	-	18,278,196	-	113,026,823
構築物	14,191,367	-	-	471,120	-	13,720,247
機械及び装置	44,194,504	2,350,150	-	9,839,505	-	36,705,149
車両運搬具	5	-	1	-	-	4
工具器具備品	280,096,371	102,562,735	96,687	101,512,862	-	281,049,557
商標権	328,304	-	-	44,256	-	284,048
ソフトウェア	4,129,581	-	-	942,611	-	3,186,970
計	434,590,192	144,567,844	96,688	131,088,550	-	447,972,798

(5) その他

肥料の登録及び農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査は当法人で行っていますが、手数料の納付方法は収入印紙により納付することとなっていることから、当法人の収入とはならず国の歳入となっており、これらは財務諸表上には全く現れません。

①肥料の登録に係る受付及び調査	36,798,300円 (令和4年度 収入印紙での納付合計額)
②農薬の登録、登録票の書替等に係る受付及び調査	369,769,300円 (令和4年度 収入印紙での納付合計額)
計	406,567,600円

令和4事業年度

決算報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

令和４年度決算報告書

区 分	肥料及び土壌改良資材関係業務				農業関係業務				飼料及び飼料添加物関係業務				食品表示の監視に関する業務				日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																				
運営費交付金	611,208,000	611,208,000	-		1,080,093,000	1,080,093,000	-		871,293,000	871,293,000	-		1,437,118,000	1,437,118,000	-		1,027,847,000	1,027,847,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	-	405,000	※A	2,000,000	1,350,006	649,904	※A
雑収入	1,848,000	2,339,511	△ 491,511		-	899,998	△ 899,998		37,824,000	38,015,551	△ 191,551		-	571,993	△ 571,993		105,000	428,521	△ 323,521	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		23,648,000	24,945,376	△ 1,297,376		-	-	-		-	-	-	
食品認定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		105,000	217,921	△ 112,921	※B
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		7,036,000	5,342,800	1,693,100	※C	-	-	-		-	-	-	
講習事業収入	-	-	-		-	-	-		5,332,000	5,215,084	116,916		-	-	-		-	-	-	
その他の収入	1,848,000	2,339,511	△ 491,511	※D	-	899,998	△ 899,998		1,808,000	2,512,191	△ 704,191	※D	-	571,993	△ 571,993		-	210,600	△ 210,600	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	613,056,000	613,547,511	△ 491,511		1,080,093,000	1,080,992,998	△ 899,998		909,117,000	909,308,551	△ 191,551		1,437,523,000	1,437,689,993	△ 166,993		1,029,952,000	1,029,625,617	326,383	
支出																				
業務経費	78,632,000	56,801,333	21,830,667	※G	140,243,000	158,220,413	△ 17,977,413	※H	181,195,000	156,355,300	24,839,700	※G	183,986,000	154,100,495	29,885,505	※G	78,888,000	73,667,703	5,220,297	
施設整備費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		405,000	-	405,000		2,000,000	1,306,131	693,869	
一般管理費	40,583,000	39,787,531	795,469		71,371,000	70,500,713	870,287		55,277,000	53,050,041	2,226,959		95,161,000	92,837,571	2,323,429		72,071,000	65,614,525	6,456,475	
人件費	493,841,000	474,105,417	19,735,583		868,479,000	840,081,528	28,397,472		672,645,000	632,140,555	40,504,445		1,157,971,000	1,106,245,972	51,725,028		876,993,000	781,858,055	95,134,945	※I
計	613,056,000	570,694,281	42,361,719		1,080,093,000	1,068,802,654	11,290,346		909,117,000	841,545,896	67,571,104		1,437,523,000	1,353,184,038	84,338,962		1,029,952,000	922,446,414	107,505,586	

区 分	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務				その他の業務				法人共通				合計			
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考
収入																
運営費交付金	182,898,000	182,898,000	-		471,636,000	471,636,000	-		1,036,825,000	1,036,825,000	-		6,718,918,000	6,718,918,000	-	
施設整備費補助金	-	-	-		-	-	-		57,370,000	38,144,038	19,225,962	※E	57,370,000	38,144,038	19,225,962	
受託収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		2,405,000	1,350,096	1,054,904	
雑収入	-	-	-		3,200,000	2,750,331	449,669		611,000	1,933,879	△ 1,322,879		43,588,000	46,939,784	△ 3,351,784	
検査等手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		23,648,000	24,945,376	△ 1,297,376	
食品認定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		105,000	217,921	△ 112,921	
検定手数料収入	-	-	-		-	-	-		-	-	-		7,036,000	5,342,800	1,693,100	
講習事業収入	-	-	-		3,200,000	2,750,331	449,669	※F	-	-	-		8,532,000	7,965,415	566,585	
その他の収入	-	-	-		-	-	-		611,000	1,933,879	△ 1,322,879	※D	4,267,000	8,468,172	△ 4,201,172	
前年度よりの繰越金	-	-	-		-	-	-		-	-	-		-	-	-	
計	182,898,000	182,898,000	-		474,836,000	474,386,331	449,669		1,094,806,000	1,076,902,917	17,903,083		6,822,281,000	6,805,351,918	16,929,082	
支出																
業務経費	53,899,000	40,593,052	13,305,948	※G	32,553,000	29,218,959	3,334,041	※G	-	-	-		749,396,000	668,957,255	80,438,745	
施設整備費	-	-	-		-	-	-		57,370,000	38,144,038	19,225,962	※E	57,370,000	38,144,038	19,225,962	
受託経費	-	-	-		-	-	-		-	-	-		2,405,000	1,306,131	1,098,869	
一般管理費	9,796,000	9,074,349	721,651		33,587,000	35,599,370	△ 2,012,370		236,561,000	230,289,304	6,271,696		614,407,000	596,753,404	17,653,596	
人件費	119,203,000	108,129,306	11,073,694		408,696,000	424,199,583	△ 15,503,583		800,875,000	710,867,975	90,007,025	※I	5,398,703,000	5,077,628,391	321,074,609	
計	182,898,000	157,796,707	25,101,293		474,836,000	469,017,912	△ 14,181,912		1,094,806,000	979,301,317	115,504,683		6,822,281,000	6,382,789,219	439,491,781	

- ※A 受託の減少に伴い受託収入が減となっています。
- ※B 認証機関の審査工数の増加に伴い、食品認定手数料収入が増となっています。
- ※C 飼料添加物の検定検査件数の減少に伴い、検定手数料収入が減となっています。
- ※D 分析機器等の売払いに伴い、その他収入が増となっています。
- ※E 入札の結果、契約金額が予算額を下回ったため、収入及び支出が減となっています。
- ※F 事業講習会の開催数の減少に伴い、講習事業収入が減となっています。
- ※G 電気料金等高騰のため、他の業務へ振替えたことから、支出の減となっています。
- ※H 機器整備等（分析機器の取得等）の増加に伴い、支出が増となっています。
- ※I 職員の減少に伴い、支出が減となっています。

令和4事業年度

独立監査人の監査報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

独立監査人の監査報告書

令和5年6月7日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

鶴見 寛

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

尾川 克明

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの令和 4 事業年度の利益の処分にに関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分にに関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分にに関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分にに関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

FAMIC

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

令和4事業年度 事業報告書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

